大ト協第２８号
令和７年４月２５日

会　　員　　殿

一般社団法人大阪府トラック協会
会　長　坂田　喜信

令和７年度近代化基金に係る利子補給事業について
[第15回 ポスト新長期等規制適合車導入融資]のご案内

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

さて、標記につきまして、自動車排出ガス規制基準の見直しに適切に対応するため、近代化基金の活用による「ポスト新長期等規制適合車導入」の利子補給事業を実施いたしますので、当該車両の導入をご計画の会員各位におかれましては、別添募集要領に基づき積極的なご利用をくださいますようご案内申しあげます。

（お申し込み先、ならびにお問い合わせ先）

〒５３６－００１４
大阪市城東区鴫野西２－１１－２
(一社)大阪府トラック協会・業務部
TEL(06)6965-4036・FAX(06)6965-4039

第15回ポスト新長期等規制適合車導入融資募集要領

１．融資の総枠　　８０億円

２．融資対象者

融資対象者は、当協会の会員で、貨物自動車運送事業法第３条または第３５条の許可を受け、かつ**大阪府に本社を有している**貨物自動車運送事業者ならびに共同体（事業協同組合等）です。

なお、融資機関は**「商工中金」**と定められているため、借入申込にあたりましては…

⑴　商工中金に出資している事業協同組合等の団体（近畿交通共済協同組合等）、またはその構成員であること。

⑵　商工中金の代理店（６．参照）となっている信用組合の組合員であること。

のいずれかの資格を有していることが必要です。

したがって、資格を有さない申込者は予め最寄りの「商工中金」でご相談ください。

３．融資対象事業

融資の対象となる事業は次のとおりです。

・適合車「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（平成２０年３月２５日国土交通省告示３４８号）による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成１４年７月１５日国土交通省告示６１９号）および「道路運送車両の保安基準」「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部を改正する告示（平成２７年７月１日）による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成１４年７月１５日国土交通省告示第６１９号）に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車の新車または中古車を導入する場合。

※　上記事業に要する資金で、**投資の時期が令和７年６月１日以降令和８年３月３１日までの期間内であるものを融資対象とします。**

※　公募開始以前に支払いを行なったものであっても、令和７年４月１日以降に「金融機関からのつなぎ融資」、又は「割賦手形」で必要資金を賄った場合で、本融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済、及び当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては融資対象とします。　（したがって、**自己資金で設備代金を支払い済みの場合は、融資対象といたしません**）

４．融資の条件

⑴　融資の限度額　　１　億　円

⑵　融資償還期間　　５年以内

⑶　据　置　期　間

償還期間のうち６ヶ月まで据置が認められます。

⑷　利子補給率　　**０．６％**（長期プライムレートに大幅な変動があった場合には変更になる可能性がございます。）

⑸　融資の利率

商工中金の利率から利子補給率を差し引いた利率。

※ 令和７年４月現在商工中金の利率…　２．０５％（長期プライムレートに連動）

⑹　担保および保証人

協会は債務保証をいたしませんので、商工中金の定める担保と保証人を必要とします。

詳細につきましては、事前に最寄りの「商工中金」にご相談ください。

⑺　融資金の振り込み

資金は、原則として商工中金から借受人を経由して直接施工者（ディーラー等）に振り込まれます。

⑻　利子補給の制限

借受人が、正当な理由なくして運転資金等、申込に係る事業計画と異なったものに借入金を転用した場合は、利子補給を打切るとともに、既に実施した利子補給金も繰上げて償還していただきます。

なお、既往の利子補給分の返還を命じられた事業者については、全ト協にて行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとします。

５．募集期間と応募方法

⑴　募　集　期　間

令和７年５月１２日（月）～ 令和７年１２月１０日（水）まで

⑵　申込締切り日

第１回　締切日　令和７年５月２０日(火)　第５回　締切日　令和７年　９月１９日(金)

第２回　締切日　令和７年６月２０日(金)　第６回　締切日　令和７年１０月２０日(月)

第３回　締切日　令和７年７月１８日(金)　第７回　締切日　令和７年１１月２０日(木)

第４回　締切日　令和７年８月２０日(水)　最　終　締切日　令和７年１２月１０日(水)

郵送の場合も、到着日で締切りますので、予めご了解願います。

⑶　応　募　方　法

申込者は、募集期間中に下記書類を業務部あて提出してください。

① 融資推薦申込書　（様式１号）　② 企業要項　（様式２号）または（様式２号の２）

③ 事業計画書　（様式３号）　④ 念　　書　（様式４号）

⑤ 見積書の写し　⑥ 自動車検査証記録事項の写し（中古車の場合）

※「所有者」欄が申込者以外であること。

（注）・申込金額は、原則として１０万円単位（以下切捨て）とし、消費税は融資の対象となりますが、登録諸費用等は対象となりません。

・受付は先着順で、申込額が融資の総枠に達した場合はその時点で締切ります。

⑷　融資推薦の通知

協会は、前記の申込を受理した場合、事業計画の的確性等を検討し、「融資推薦通知書」によって推薦の通知をいたしますが、融資の決定ではありません。また、推薦金額の増額はできませんので申込時にご注意願います。

（注）ここで決められた融資推薦の有効期間は、令和８年３月３１日までとする。

６．商工中金への融資申込と融資決定

協会からの融資推薦を受けた方は、申込の府下商工中金（代理店信用組合本・支店）に対し、「融資推薦通知書」を添付して商工中金所定の様式によって借入れ手続きを行なってください。

これによって**商工中金が審査し、融資の諾否を決定**いたします。

融資実行：令和７年６月１日以降

(1)	商工中金大阪支店	〒550-0011	大阪市西区阿波座1-7-13	TEL.06-6532-0309
(2)	商工中金堺　支　店	〒590-0985	堺市堺区戎島町3-22-1	TEL.072-232-9441
(3)	商工中金梅田支店	〒550-0011	大阪市西区阿波座1-7-13（大阪支店内）	TEL.06-6532-0309
(4)	商工中金船場支店	〒542-0081	大阪市中央区南船場1-18-17	TEL.06-6261-8431
(5)	商工中金箕面船場支店	〒550-0011	大阪市西区阿波座1-7-13（大阪支店内）	TEL.06-6532-0309
(6)	商工中金箕面船場営業所	〒562-0035	箕面市船場東2-5-55	TEL.072-729-9181
(7)	商工中金東大阪支店	〒577-0013	東大阪市長田中2-1-32	TEL.06-6746-1221

(8)　商工中金の代理店となっている府下の信用組合

○のぞみ信用組合　　○大阪府医師信用組合

○大同信用組合　　○大阪貯蓄信用組合

○大阪協栄信用組合　　○成協信用組合　　（令和７年４月現在）

７．購入対象車両

排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号
平成21年規制＊1	無	L
	50	M
	75	R
	10	Q
平成22年規制＊2	無	S
	10	T
平成28年規制＊3	無	2
平成30年規制＊4	無	3
	25	4
	50	5
	75	6
	無（排出ガスの上限値規制）*5	7

＊1 ガソリン車（NOx触媒付直噴）及びディーゼル車（乗用、軽量、中量一部（2.5～3.5t）及び重量車一部（12t～）

＊2ディーゼル車｛中量一部（1.7～2.5t）、及び重量車一部（3.5～12t）

＊3ディーゼル重量車

＊4乗用車、軽量車、中量車及び軽貨物車

＊5 PHP車

燃料の別	ハイブリッドの有無（重量車燃費基準達成又は適用状況）	識別記号
ガソリン・LPG	有	A
	無	B
軽油	有（未達成又は不適用）	C
	無（未達成又は不適用）	D
	有（達成）	J
	無（達成）	K
	有（5%達成）	N
	無（5%達成）	P
	有（10%達成）	Q
	無（10%達成）	R
	有（15%達成）	S
	無（15%達成）	T
CNG	有	E
	無	F
メタノール	有	G
	無	H
その他	有	Y
	無	Z

用途	重量条件等	識別記号
貨物車・乗合	軽自動車	D
	車両総重量が1.7トン以下	E
	車両総重量が1.7トン超、3.5トン以下	F
	車両総重量が3.5トン超	G

（例）平成28年排出ガス規制
軽油車でハイブリッド無し
（重量車燃費基準＋10%達成）
車両総重量が3.5トン超
⇒識別記号（型式）は
「２ＲＧ-」となる。

2 排ガス規制の適用を受けない自動車の識別記号

1桁目
識別記号
Z

2桁目		
種類	燃料等の別	識別記号
電気	電気	A
燃料電池	水素（圧縮水素）	B

3桁目	
用途など	識別記号
貨物	B

直 接 方 式 の 仕 組 み

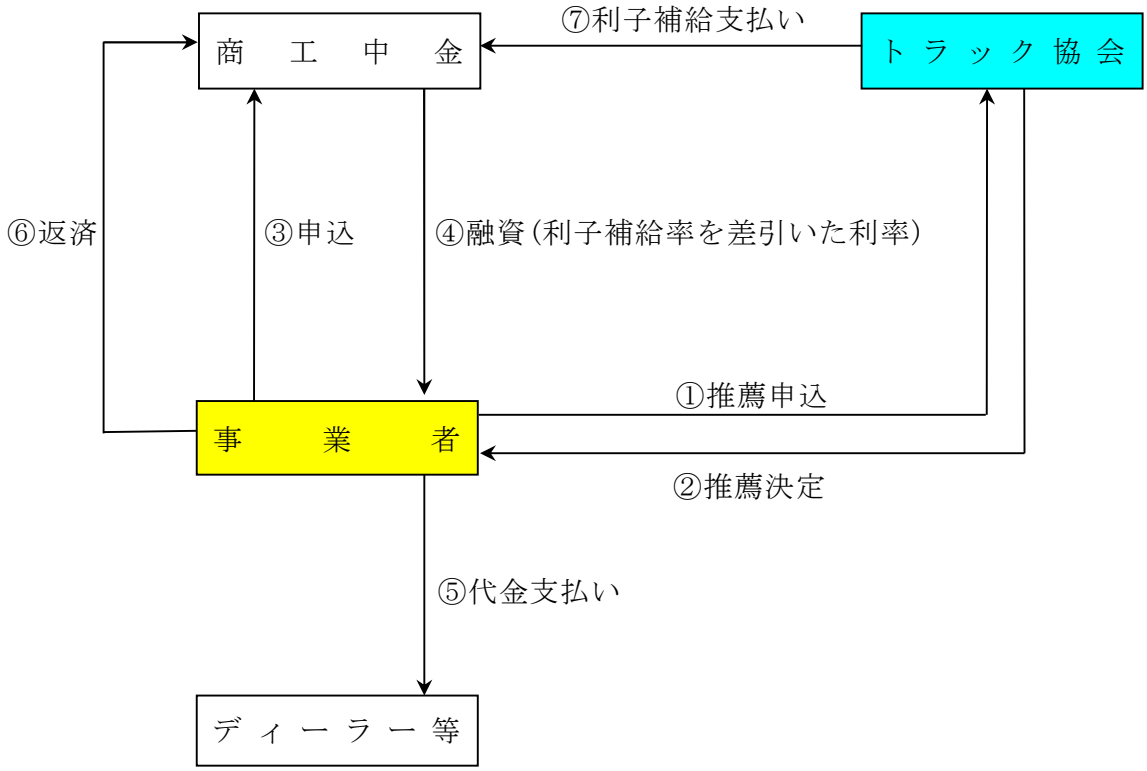

（例）商工中金への車両購入資金（推薦融資）の融資申込フロー

① 事業者はトラック協会へ推薦融資の申込を行う。

② トラック協会で推薦適否を決定し、事業者へ通知する。

③ 事業者は商工中金へ融資申込を行う。

④ 商工中金は審査を行い、融資をする。

⑤ 事業者は融資金によりディーラーへ車両代金を支払う。

⑥ 事業者は商工中金へ返済を行う。

⑦ トラック協会は商工中金へ利子補給金を支払う。

転 貸 方 式 の 仕 組 み

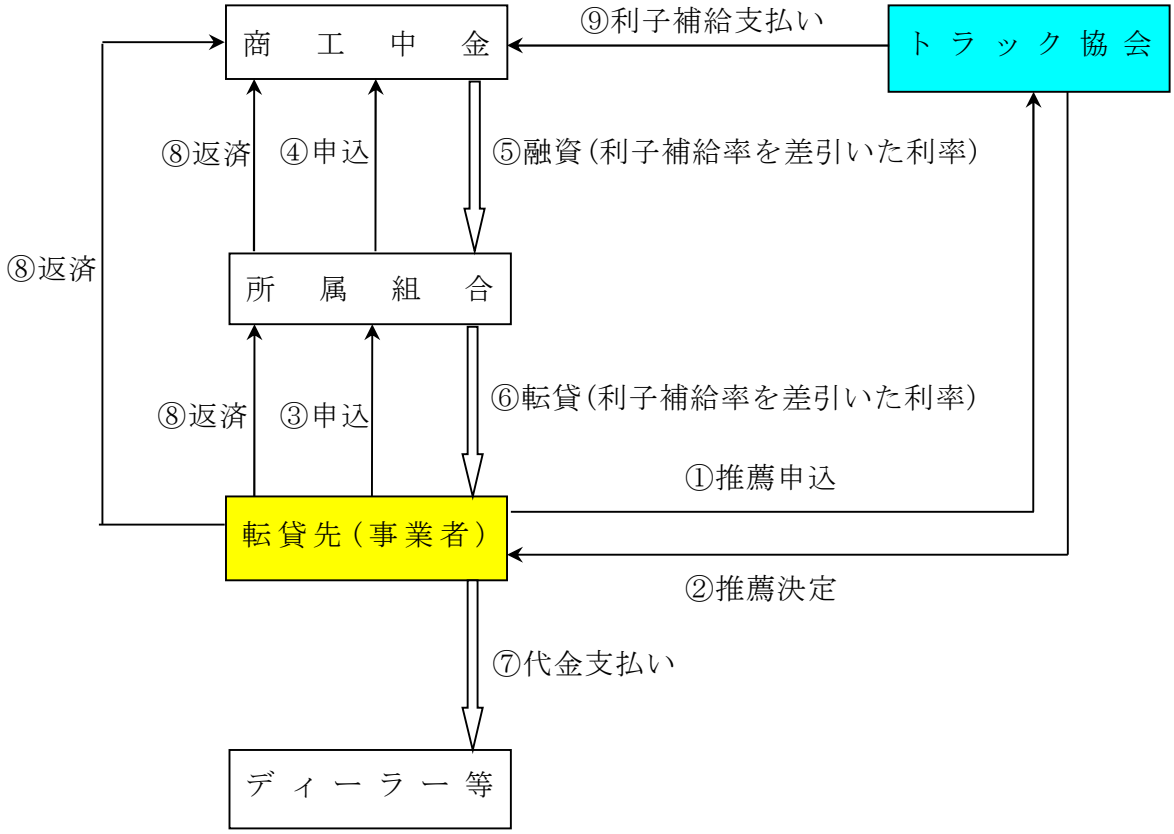

（例）商工中金への車両購入資金（推薦融資）融資申込フロー

① 事業者はトラック協会へ推薦融資の申込を行う。

② トラック協会で推薦適否を決定し、事業者へ通知する。

③ 事業者（個別企業）は所属する組合へ融資申込を行う。

④ 当該組合は、事業者の申し出を受けて、商工中金へ転貸融資の申込を行う。

（もし事業者(転貸先)が倒産した場合、組合は債務者として支払いの責任がある。）

⑤ 商工中金は、組合へ転貸融資をする。

⑥ 組合は、事業者へ転貸融資をする。

⑦ 事業者は融資金によりディーラーへ車両代金を支払う。

（事業者(転貸先)は原則借入の保証人になるので、保証人としての債務を負う。）

⑧ 事業者は商工中金へ返済を行う。

⑨ トラック協会は商工中金へ利子補給金を支払う。